

## 評議員・役員等報酬等支給規程

平成25年 6月24日  
財団規程第11号

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人J P生きがい振興財団定款第18条、第34条、第36条に基づき、評議員、役員及び顧問の報酬等並びに必要な費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の区分)

第2条 評議員、非常勤の役員及び顧問（以下「役員等」という。）は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、報酬のほか通勤手当を支給する。

2 役員等には、その職務遂行上必要となる交通費、通勤費、手数料等の報酬とは明確に区別される費用は支給する。

### (交通費)

第3条 役員等が、評議員会、理事会その他の会議に出席したときは、交通費を支給する。

### (通勤費)

第4条 役員等が、職務のため財団に出勤し、その通勤に要した費用を負担したときは、通勤費（実費相当額）を支給する。

### (手数料等)

第5条 役員等（常勤の役員を含む。）が、住民票、印鑑証明等、財団の登記及び諸届けのために必要となる書類取得のために費用（取得のため公官署に赴く交通費を含む。）を負担したときは、その費用の実費を支給する。

### (支払)

第6条 役員等が負担した前3条に掲げる費用については、遅滞なく支払うものとし、前払いを要する費用については、前もって支払うものとする。

2 前項の支払は、特に役員等から現金による受領の申出があつた場合を除き、会計事務処理規程（財団規程第7号）第11条に規定する取引金融機関からの振り込みの方法によるものとする。

(常勤役員の報酬)

第7条 報酬は年俸制とし、別表の額を上限として、理事長が理事会の承認を得て定める額とする。

- 2 報酬の1/2分の1に相当する額を月額として支給する。
- 3 月の途中で就任又は退任等した場合、その月の報酬は日割計算による。

(常勤役員の通勤手当)

第8条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担することを常例とする場合に支給する。

- 2 運賃等は、当該住居から勤務場所までの最も経済的かつ、効率的な交通手段及び経路に基づき算定する。

(常勤役員の報酬及び通勤手当の支給方法)

第9条 報酬及び通勤手当の支給日等は、給与支給規程（財団規程第12号）第3条に定めるところによる。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成25年6月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表

|         |       |
|---------|-------|
| 理事長     | 600万円 |
| 上記以外の役員 | 500万円 |